

町の考え方を問う

一般質問

6月定例会では、町政全般へ10人の議員が16項目にわたる一般質問を行いました。
なお、質問者及び質問項目は、左の表のとおりです。
掲載にあたっては紙面の都合上、質問内容、回答共に抜粋となっておりますのでご了承ください。

- ◎勝俣 公好 (P3)
・消防団員の報酬及び補償について
・消防の広域化について
◎石川 栄 (P4)
・仙石原「温湯」付近の整備について
・総合案内及び窓口業務について
◎山田 成宣 (P4)
・ITを活用した電子自治体の実現について
◎村上 東司 (P4)
・箱根町の観光振興について
◎村野由紀子 (P5)
・安心で安全な道路環境の整備について
・箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
◎川端 祥介 (P5)
・箱根町職員の職員研修と勤務成績の評定について
・防災・減災対策について
◎勝俣 剛一 (P5)
・防災対策について
・非常備消防団員の公務災害について
◎稲葉親太郎 (P6)
・箱根町の地下水(温泉水)を含む水資源について
◎遠藤 秀則 (P6)
・さくら館について
◎山田 和江 (P6)
・地域経済活性化対策について
・消防団詰所の整備について

消防 消防団員の報酬及び補償について 勝俣 公好

Q 東日本大震災では多くの消防団の方が犠牲となりました。箱根町でも、いつ大きな災害に襲われるかもしれませんが、そのような時には、日頃から訓練されている消防団員の方を、大変頼りにするところです。災害が起これば、命をかけて住民を守っていただける消防団員の報酬及び補償を、今以上にできたらと思います。

A 消防団員は、箱根町消防団の設置等に関する条例の規定に基づき、年額による報酬と災害活動に従事した際の費用弁償を支給している。最も人数が多い団員の報酬額(年額)での比較になるが、箱根町が2万2,000円に對しまして、湯河原町1万8,000円、真鶴町1万9,000円、小田原市2万7,200円となっており、近隣市町村と比較しても、当町が低いということではない。消防団の日ごろの活躍を思えば、より高額な報酬をとる気持ちもないわけではない

が、近隣の状況を踏まえながら検討していきたい。次に、消防団員に対する補償制度は消防団員等公務災害補償共済制度、消防団員福祉共済制度、殉職者特別賞金、財団法人の規定に基づき支給している。
今後同様の補償が確保できるように執行していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたい。



消防湯本分署